

平成 22 年度 八王子市特定事業主行動計画 実施状況報告

平成 23 年 5 月

八 王 子 市

八王子市特定事業主行動計画（平成 17 年 4 月策定）については、平成 22 年 3 月に後期 5 年間（平成 22 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日）の計画見直しを図りました。

そこで、見直し後の実施状況をフォローし、計画に定めた取り組みを着実に実施するため、平成 22 年度の実施状況を以下のとおり報告します。

主な取り組み

1. 育児に関する制度等の周知

(1) 「すくすくサポートブック」の改訂

産前・産後休暇を取得する職員の不安感の軽減を図るとともに、育児に関するさまざまな制度について全職員への周知をはかるため、平成 19 年度に「職員のためのすくすくサポートブック」を作成し、庁内ネットワーク及び子育て支援サイトに掲載を行っています。

平成 22 年度においては、以下のとおり改正を行い、周知しました。

【すくすくサポートブック】

平成 22 年 7 月：第 7 版公開（休暇制度の改正）

平成 23 年 2 月：第 8 版公開（給付金の説明欄の改正）

(2) 庁内ネットワークを利用した情報発信

育児に関する制度の周知を図ることを目的に、平成 22 年度から庁内メールを活用し「すくすくニュース」を配信しました。子育て中の職員はもとより、その職員を支える周囲の職員に対しても育児に関する情報発信を定期的に行っています。

【すくすくニュース】

平成 23 年 2 月 創刊号配信

（全職員宛に配信並びに「子育て支援サイト」に掲載）

(3)「パパ・ママスケジュール」の導入

職員が妊娠、出産、そして子育てに取得できる休暇等を確認できるように、また、所属長がその職員の休暇等の意向を確認できるように「パパ・ママスケジュール」を導入しました。今後は、職場内のコミュニケーションツールとしても活用できるように検討を行っていきます。

【パパ・ママスケジュール】

平成22年7月から導入（試行）

提出件数：108件

2. 産休・育休からの円滑な職場復帰の支援

(1) 子育て支援サイトの職員への周知

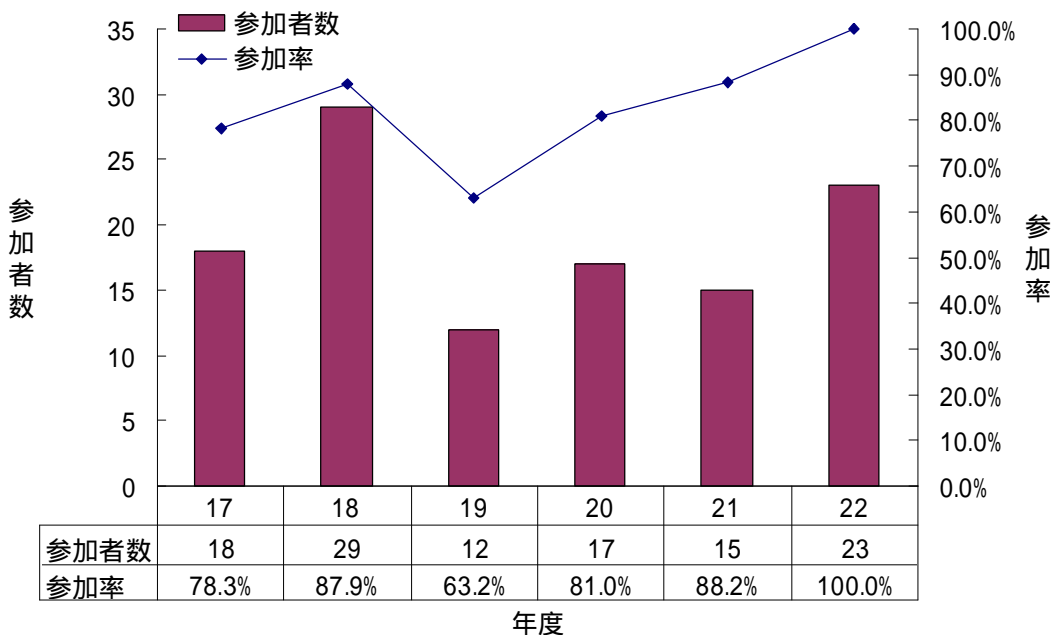
平成20年度から、主に育児休業を取得中の職員に向けて、職員互助会ホームページ内に「子育て支援サイト」を開設し、育児に関する情報を発信しています。

引き続き、育児に役立つ情報を届けるため、定期的に更新を行います。

(2) 職員研修機会などの活用

平成17年度から、育児休業から復帰する職員に対し、業務の最新の状況や課題等について確認するとともに、育児に関する休暇制度等について理解することを目的とした復職支援研修を実施しています。

【復職支援研修参加状況推移】



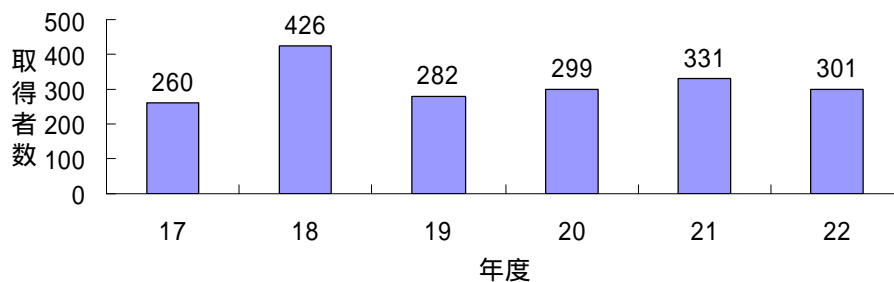
3. 休暇制度等の見直し

(1) 子ども看護休暇の見直し

平成 17 年度から、小学校就学前の子の養育をする職員が、その子の看護（負傷や病気の世話）のために勤務しないことが相当と認められる場合に取得できる「子ども看護休暇」を導入しています。

平成 22 年度においては、子が 1 人の場合は年度で 5 日、2 人以上の場合は年 10 日まで取得できるように見直しを行いました。また、予防接種や健康診断に付き添う場合にも取得できるように見直しを行いました。

【取得者数推移】



(2) 短期の介護休暇の導入

従来の介護休暇に加え、平成 22 年度から、主に介護を行っている家族の病気等により、一時的に介護を行う場合、または要介護者の入退院時の付き添いをする場合、要介護者が 1 人の場合は年 5 日、2 人以上の場合は年 10 日まで取得できるように短期の介護休暇を導入しました。

【短期の介護休暇 取得者数】

平成 22 年度 28 名

(3) 育児短時間勤務制度の導入

小学校就学前までの子を養育する職員が職務を完全に離れることなく育児を可能とする育児短時間勤務制度の導入を検討します。

4. 育児休業取得時の代替職員の確保

(1) 代替職員のスムーズな配置

職場内の人事配置等により育児休業中の職員の業務を遂行することが困難な場合、職員の代替として業務に対する責任の観点から、平成 20 年度から任期付職員制度を導入しています。

【任期付職員（育児休業代替）数】

平成 20 年度 13 名

平成 21 年度 6 名

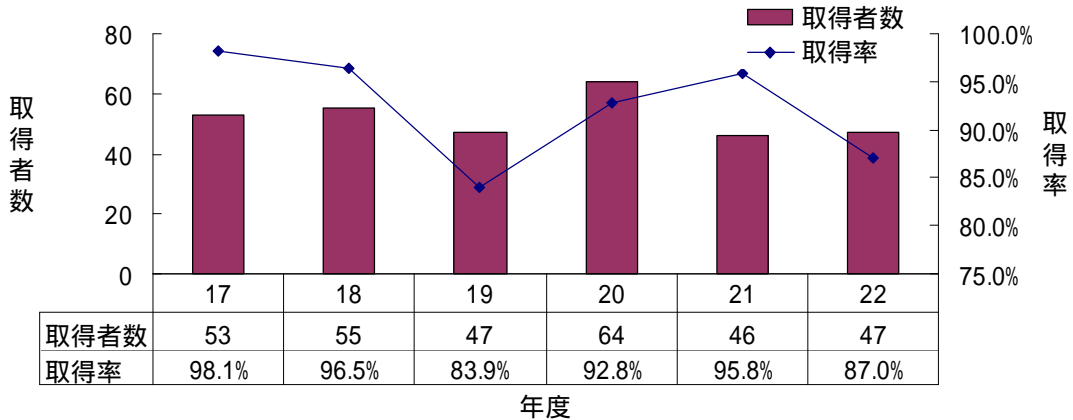
平成 22 年度 12 名

5. 父親の育児参加促進

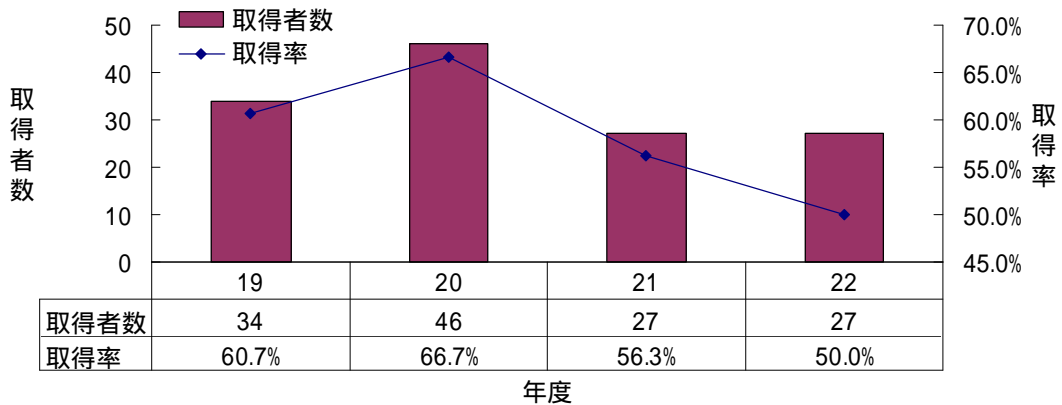
(1) 配偶者出産休暇及び育児参加休暇の取得促進

配偶者の出産の際に、男性が積極的に育児に参加できるように取得促進を図っています。

【配偶者偶者出産休暇取得者数及び取得率推移】



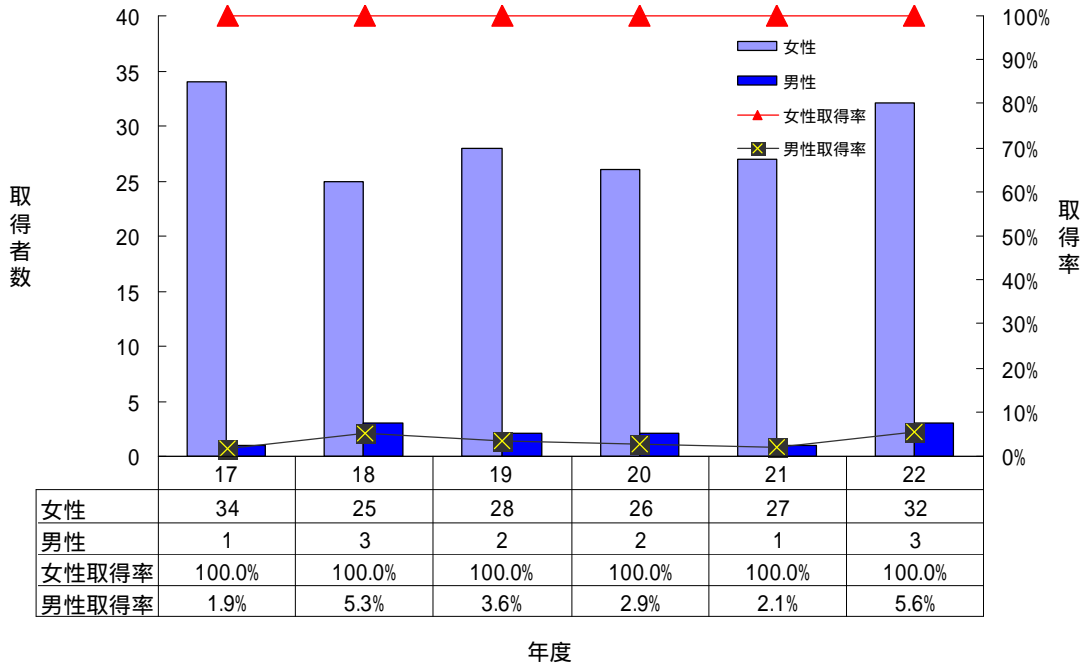
【育児参加休暇取得者数及び取得率推移】



(2) 育児休業制度の見直しと取得促進

平成22年度から、男性職員が育児休業を取得しやすくするために、配偶者の出産後8週間以内に育児休業を取得した場合、特例として育児休業の再取得ができるようになりました。また、配偶者が専業主婦(夫)の場合でも育児休業を取得できるように見直しを行いました。

【育児休業取得者数及び取得率推移】



6. 妊娠中の職員及び育児に関わる職員の時間外勤務の免除化

「パパ・ママスケジュール」内に、妊娠中の職員の時間外勤務に関する意向を記入する欄を設けることで、所属長が本人の意向を確認できるようになっています。

また、3歳までの子を養育している職員が請求した場合に、時間外勤務が免除されるように、平成22年度から制度化されました。

【育児に関わる職員の時間外勤務の免除化】

平成22年度から導入（申請者数なし）

公務の運営に支障がある場合、災害またはその他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務は除きます。

7. 非常勤職員への配慮

休暇制度の改正及び周知

子ども看護休暇は、平成22年度に一般職員と同様に子が1人の場合は年度で5日、2人以上の場合は年10日まで取得できるようになりました。また、予防接種や健康診断に付き添う場合にも取得できるように見直しを行いました。

【平成22年度 嘱託員の休暇取得状況】

- 産前・産後休暇 4名
- 育児時間 7名
- 妊娠等通院休暇 4名
- 子ども看護休暇 30名
- 育児参加休暇 2名
- 短期の介護休暇 4名